

令和3年12月1日

お客さま各位

大分信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設および預金規定の改定について

平素より、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、長期間ご利用のない口座の不正利用を防止するため、令和4年2月1日（火）以降に開設される普通預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を導入し、対象となる口座の残高が「未利用口座管理手数料」に満たない場合、「自動解約」となる取扱いを開始します。

また、「未利用口座管理手数料」の導入に伴いまして関係する「預金規定」を改定いたしますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「未利用口座管理手数料」の新設について

| | |
|----------------|--|
| 対象となる預金種類 | ・普通預金（無利息型、総合口座含む）、貯蓄預金 |
| 対象となる口座 | ・令和4年2月1日以降、最後のお預入れまたは払戻し（当該口座のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがなく、口座残高が10,000円未満の口座。 ※紛失等によりご利用が停止されている口座も対象となります。 |
| 対象外となる口座 | ・口座残高が10,000円以上ある口座 ・同一お取引店で、他の金融資産（定期性預金、国債、投資信託、外貨預金、保険等）のお取引がある場合 ・同一お取引店で、融資（カードローン契約含む。）のお取引がある場合 |
| 未利用口座管理手数料のご案内 | ・未利用口座の対象となった場合、事前にお届けの住所に文書にてご案内させていただきます。 ※「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到着したものとみなします。 ・「ご案内」郵送後、一定期間（約3か月）ご利用がない場合、未利用口座管理手数料を当該口座から引落しいたします。 |
| 未利用口座の解約 | ・未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、当該残高を手数料の一部に充当したうえで、同口座を解約させていただきます。 |
| 未利用口座管理手数料 | ・年間1,320円（消費税込） |
| その他注意事項 | ・ご負担いただいた本件手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用はできません。 |

ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

2. 預金規定の改定

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定および貯蓄預金規定に以下の内容が追加となります。

| 追加内容 |
|---|
| <p>【未利用口座管理手数料】</p> <p>(1) 令和4年2月1日以降に開設した預金口座は、当金庫ホームページ等で表示する一定の期間、利息決算以外の預け入れ、または本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合には、お客さま宛に「ご案内」の文書を郵送します。「ご案内」を差し上げてから3か月経過後も口座の利用がない場合に「未利用口座管理手数料」の対象口座となります。</p> <p>(2) 「未利用口座管理手数料」の対象口座につきましては、当金庫ホームページ等での手数料一覧に掲載のとおり、対象となった口座より、払戻請求書等によらず手数料を引き落とします。</p> <p>(3) 前(2)号で引き落とした「未利用口座管理手数料」は返却しません。</p> <p>(4) この預金口座の残高が「未利用口座管理手数料」に満たない場合は、残高全額を「未利用口座管理手数料」に充当のうえ、この預金口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知は行いません。</p> <p>(5) 解約された口座の再利用はできません。</p> |

以 上